

(目的)

第1条 この規程は、_____（自治会等名称）が犯罪の抑止を目的として設置する防犯カメラについて、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ カメラ装置、録画装置その他関連機器で構成されているものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され又は記録された映像をいう。
- (3) 画像データ 画像記録媒体装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(設置場所及び台数)

第3条 防犯カメラは、酒々井町_____他に____台を設置する。
（設置場所及び撮影範囲は、別紙位置図のとおりとする。）

(設置の表示)

第4条 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」の表示とともに「設置者」の名称も表示するものとする。

(管理責任者の指定等)

第5条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

- 2 管理責任者は、_____（団体、職、氏名を記載）をもって充てる。
- 3 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及び録画装置の操作を行うことのできる取扱担当者を指定することができる。
- 4 取扱担当者は、_____（職、氏名を記載）をもって充てる。
- 5 管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）以外の者による防犯カメラ及び録画装置の操作は禁止するものとする。
- 6 管理責任者等は、画像及び画像データ（以下「記録媒体」という。）から知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様です。

(記録媒体の管理等)

第6条 記録媒体の漏洩、滅失、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として記録媒体の閲覧、外部への持ち出し及び転送を禁止する。
- (2) 記録媒体の保存期間は、録画の日から起算して2週間を限度とする。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。
- (3) 保存期間を過ぎた記録媒体の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、記録媒体を最終的に処分する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、粉碎、裁断等により確実に処分するものとする。
- (4) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用することや、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置を講ずるものとする。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 プライバシー保護のため、防犯カメラの設置目的以外に画像を利用し、又は提供することを禁止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、記録媒体の利用・提供ができるものとし、管理責任者の許可を得たうえで、利用・提供するものとする。なお、利用・提供にあたっては、利用する者及び提供する相手の身分を確認し、利用等の日時、提供先、画像内容、理由等を記録するなど、適正に運用するものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要性がある場合

(苦情等の処理)

第8条 管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

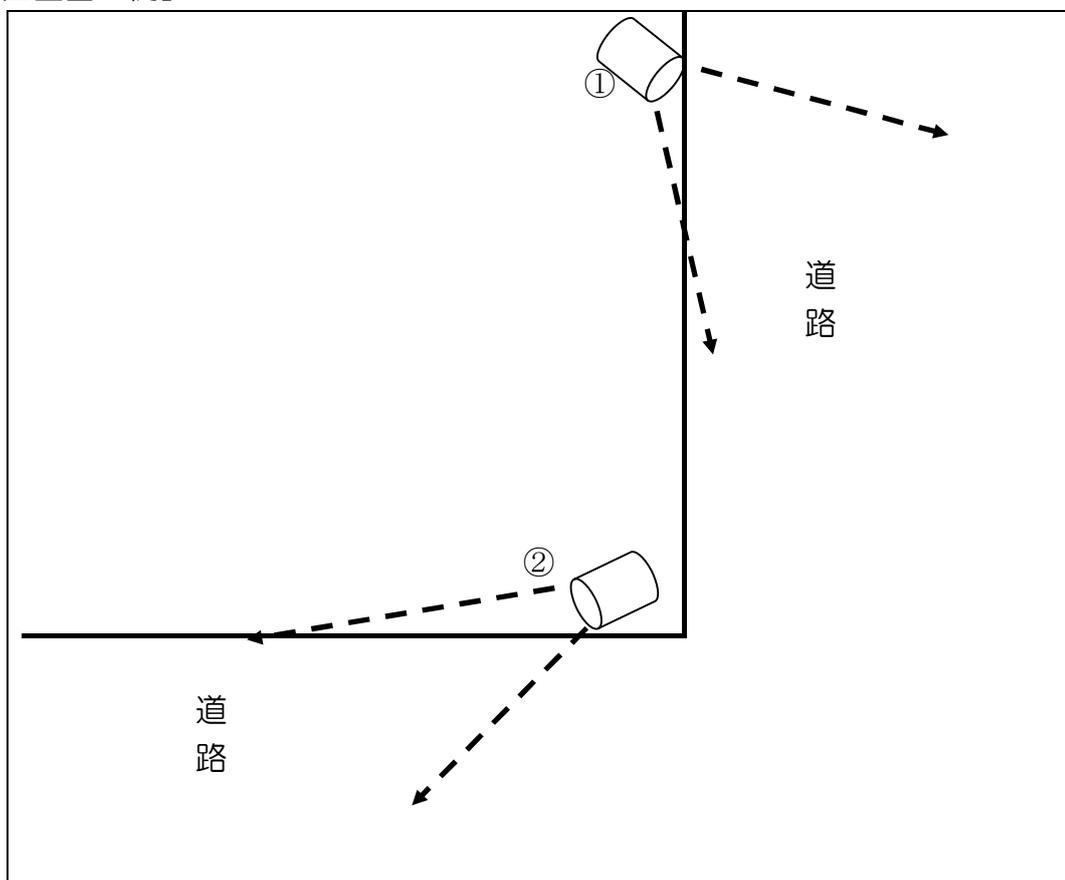
(保守点検)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的な保守点検を行うものとする。

附 則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【位置図の例】



- ※防犯カメラ① . . . 酒々井町〇〇地先 1台
- ※防犯カメラ② . . . 酒々井町〇〇地先 1台

【表示の例】

